

11月の重点目標 インフルエンザなど感染症の予防

冬に流行することが多い感染症。インフルエンザやノロウイルスなどかかると苦しくつらいため、特に気をつけておきたいものです。場合によっては合併症で命に関わるケースもあります。

典型的なインフルエンザでは、せきや頭痛、鼻水やのどの痛みなど上気道の症状に加えて、38度以上の高い熱、倦怠(けんたい)感や関節痛などの全身症状が起こります。また、症状が急激に表れるのも特徴です。しかし、最近のインフルエンザの研究では、<u>軽症例や無症候性感染の人も多くいる</u>と言われています。

【インフルエンザ予防のポイント】

インフルエンザワクチンを接種すると、年齢などにもよりますが、発症(症状発現)を約50~60%減少させる、重症化を防ぎ成人の入院を約70%減少させる、高齢者の死亡リスクを約80%減少させるといった報告があります。ワクチン接種後、約2週間してから「抗体」ができ、最も効果が高くなるのは予防接種をしてから1~2か月後です。11月末から12月の中旬ごろまでに計画的に予防接種を受けましょう。そして予防するために大切なのが「手洗い」です。

予防には「マスクの着用」も効果的です。飛んでくる飛まつを物理的に防御する ことができますし、逆に自分がインフルエンザウイルスをまき散らすことも 予防できます。



【発熱してしまったら】

- ・重症化リスク有▶かかりつけ医又は発熱外来▶新型コロナとインフルエンザの検査▶自宅療養又は入院
- ・重症化リスク低▶新型コロナの自己検査▶発熱外来(もう一度抗体検査)▶必要に応じて治療薬処方薬局の新型コロナ自己検査キットは偽陰性が出やすい為、病院でインフルエンザを含む検査が行われ時間を要する事もあります。治療薬処方はニュースでも知っている人も多いと思いますが、咳止めや痰の薬の国内流通量が十分ではなく、感染してしまうと苦しい思いをする事になりますので、かからないように予

防を心がけましょう。

【発熱など自覚症状があるのに無理に出勤して感染を広げないように】

<u>従業員の健康管理は企業が安全配慮義務を履行する上でも重要な課題</u>となっています。体調不良で欠勤する者がいる一方で、体調が悪いのに大丈夫だからと言って出社してくる従業員も一定数存在します。

そもそも労働安全衛生法において「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。」と 定められています。細かなルールは省略しますが大きくは、このように法令で定められている事なので す。

【インフルエンザ・新型コロナと同じ、新しい5類指定の感染症】

「急性呼吸器感染症(ARI)」インフルや新型コロナなど様々な病原体が引き起こす 感染症の総称。未知の感染症の発生を迅速に把握する為、医療機関から厚生労働省 への報告を年度内中に義務付けを開始する。(R6年9月18日決定)